

○山陽小野田市議会議員定数条例

平成25年9月6日

条例第29号

改正 平成28年10月19日条例第31号

山陽小野田市議会の議員の定数に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第223号）の全部を改正する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、山陽小野田市議会の議員の定数は、22人とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の一般選挙から施行する。

（経過措置）

2 当分の間、山陽小野田市議会の議員の定数は、本則の規定にかかわらず、22人とする。

附 則（平成28年10月19日条例第31号）

この条例は、次の一般選挙から施行する。